

就勞幹旋方を依頼せる處飯場頭は爭議團の意嚮を調査し左の妥協を提示したるも會社側承認せず
イ、請資賃金は一兩貳拾錢（現在拾六錢五厘）に値上すること

ロ、最低賃金壹圓參拾錢を支給すること

二、十六日午後再び前記飯場頭外三名を招致し解決方を依頼したるも前記妥協案を會社が承認せざる爲交渉決裂せんとしたが遂に會社側は最後案として左の二項を示し本案による解決幹旋方を懇願したり。

イ、從來の一兩拾六錢五厘を貳拾錢とすること但し單價貳拾錢は本年末迄とし明年一月一日以降は拾八錢五厘とすること
ロ、常備人夫最低賃金壹圓參拾錢を壹圓貳拾錢とすること

○飯場頭の幹旋

十七日午前飯場頭は會社の最後案に基き幹旋方策を協議し八幡市在住朴桂壽を通じて爭議團へ會見を申込みたるも拒絶せられたる爲朴をして親交ある爭議團の指導組合書記長徳永卯作に對し内交渉を進めたる結果大体の妥協點を得たるを以て直ちに飯場頭は會社側永井、近藤兩課長を訪ひ右狀況を報告し更に爭議費用其他細目に就て若干の讓歩を折衝したる處會社側も早急の解決を希望し解決條件通りの各項を承認するに至つたのである。

一、四 解 決 條 件

かくて飯場頭は十八日正式に爭議團に會見を求めたるも爭議團は自主的解決を主張し容易に譲らなかつたのであるが先に組合幹部徳永との諒解もあり且極力幹旋に努めたる結